

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

制定日 平成26年5月22日

適用日 平成26年2月 1日

遠州中央農業協同組合

# 「経営者保証に関するガイドライン」への具体的な取組方針について

遠州中央農業協同組合  
令和5年6月28日制定

当組合は、経営者保証に依存しない融資の促進に努めるため、保証受入を検討する際、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨・内容を踏まえ、真摯に対応いたします。

具体的には、保証契約の必要性などについて十分検討するとともに、その内容をお客様へ丁寧に説明いたします。

## 1. 経営者保証の契約時の対応について

(1) お客さまとの間で保証契約を締結する際は、以下の点について確認を行い、その上で保証契約の必要性について検討いたします。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないか
- ③ 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか
- ④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか  
または、経営者等から十分な物的担保の提供があるか

また、経営者保証を求める場合には

「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」

「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」

を丁寧かつ具体的にご説明いたします。

## 2. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) お客さまより保証契約の変更・解除のお申出があった際は、真摯かつ柔軟に対応することとし、改めて前記1.(1)①~④の点を検討した上で、保証契約の必要性を判断し、その検討結果を丁寧かつ具体的に説明いたします。

(2) 事業継承が行われた際は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性等について改めて検討した上で、その検討結果を丁寧かつ具体的に説明いたします。

(3) 前経営者から保証契約の解除を求められた際は、真摯かつ柔軟に対応することとし、保証契約の解除について検討いたします。

## 3. 保証債務整理の取り組みについて

保証履行を求める際は、保証履行時のお客さまの資産状況などを勘案した上で、履行状況の範囲を決定いたします。

また、お客さまより保証債務整理のお申し出があった際は、ガイドラインに則って誠実に対応いたします。

◆ ガイドラインの詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

全国銀行協会 : <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所 : <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

以上